２０１９年度病児保育利用補助事業実施要項

１. 趣旨

この事業は、埼玉大学（以下「本学」という。）に在職する教職員が、業務上やむを得ない理由で、通常利用している保育以外の病児・病後児保育を利用する場合に、その利用料金の一部を育児支援の一環として補助することにより、教職員の仕事と家庭生活の両立を支援するために実施する。

２. 利用者

本学に在職する教職員（非常勤職員の場合は社会保険加入者に限る。）を利用者とする。

３. 対象となる乳幼児・児童等

利用者の子のうち、利用する病児・病後児保育事業を実施している自治体の定めにより対象となる乳幼児・児童

４. 補助事業期間

２０１９年4月１日から２０２０年3月３１日

５. 補助の内容

利用者が利用対象者の病児・病後児保育のため病児・病後児保育実施施設を利用した場合、その利用料金を補助するものとする。ただし、利用対象者１人あたり１日につき 2,000 円までを補助額の上限とし、補助事業期間の補助額の上限は１家庭あたり 10,000 円とする。

※病児・病後児保育実施にあたり、利用料金以外の食費、診察や投薬料等医療費、交通費、登録料、キャンセル料等は補助対象外とする。

6.利用申請方法

補助事業の利用を希望する者は、病児保育利用補助事業利用申請書（別紙様式１）に８の必要書類を添えて、病児・病後児保育利用後速やかに男女共同参画室（事務担当：総務部人事課）へ申請するものとする。

7.採択件数

２０件程度（前期（４～９月）１０件・後期（１０～３月）１０件）

男女共同参画室において申請内容の審査を行い、補助金額を決定し、決定後速やかに利用者に通知します。なお、予算の範囲内で補助事業を実施しますので、ご留意願います。

８. 補助の請求手続き等

補助事業の利用を希望する者は、病児保育室利用後速やかに以下の書類を、

男女共同参画室（事務担当：総務部人事課）へ提出するものとする。
（１）病児・病後児保育事業者に支払った利用料金の領収書
（２）病児保育を利用したことが分かる書類の写し（保育利用申込書等）
原則として適正な補助の請求を受け付けた翌月末までに補助額を口座振込します。

10. 申請書提出・問い合わせ先
男女共同参画室事務担当　総務部人事課教職員係　牧
Tel：０４８－８５８－９６２７（ 内線 ３１８１）
E-mail：Diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp